

緑の地球

77

Vol.15 -2



財団法人
国際緑化推進センター

G8環境・開発大臣会合で違法伐採対策強化の声明採択

英国ダービーシャーで3月18日、G8環境・開発大臣会合が開催された。わが国からは高野環境副大臣、河井外務大臣政務官、小西地球環境問題担当大使、黒木林野庁次長らが出席した。

会合では、本年7月に英国で開催されるG8グレンイーグルズ・サミットでの主要議題に「アフリカと気候変動」、「森林違法伐採」が取り上

げられる見込みであることから、これらを議題として担当大臣間で意見交換した。

気候変動の悪影響に対して脆弱さが指摘されるアフリカについて、気候観測体制の強化、気候変動対策の開発政策への統合（たとえば気候変動を念頭に置いた農業品種の改良、植林などの推進）を支援していくこととの重要性で一致し、「アフリカと

気候変動に関するG8議長総括」をまとめた。

また、違法伐採への取組について議論し、公共調達および貿易政策を通じて違法伐採対策、木材生産国への支援強化、G8森林専門家による進捗状況の評価（06年6月までに評価会合を開催）などが盛り込まれた「森林違法伐採に関するG8閣僚声明」を採択した。

これら議長報告と閣僚声明は、7月のG8サミットに向けた検討材料とされる。

このほか、前日の3月17日にはG8環境大臣会合が開かれ、「アフリカ委員会報告」と生物多様性について、また18日にはG8開発大臣会合が開かれ、「アフリカ委員会報告」と人道支援について、それぞれ非公式な意見交換が行われた。

「地球温暖化対策推進大綱」見直しに関する中環審第2次答申

中央環境審議会地球環境部会はこのほど「地球温暖化対策推進大綱」の見直しに関する第2次答申をまとめ、3月11日に公表した。

この答申は、日本の温室効果ガス総排出量が、最新の2003年度速報データですでに1990年レベル（京都議定書基準年の総排出量）を約8%上回っており、今後、「大綱」に盛り込まれた削減効果の確実性の高い対策が行われた場合でも、2010年時点には90年比で6%程度超過すると推定され、日本の削減約束「90年

比マイナス6%」と合計し、12%超過する見直しとなることが示された。

新たに策定する「京都議定書目標達成計画」が目指すべき方向性として、▼企業、家庭、業種別、企業形態別など主体別の明確な削減目標の設定、▼温室効果ガス対象6種類別の削減評価の徹底、▼公共交通機関へのシフトなど社会経済の活動量に変化をもたらす対策の実施、等を提案している。

また、追加的な国内削減対策として▼事業者の排出量の算定・報告・

公表制度の創設、▼国内排出量取引制度、▼温暖化対策税等に取り組んで、2010年に0・5%削減。併せて吸収源対策でマイナス3・9%を確保。さらに国内対策を補足する京都メカニズムの活用でマイナス1・6%をまかなう——計マイナス6%の達成という削減策を提示した。

この答申に基づいた「京都議定書目標達成計画」案は今年3月末を目標にまとめられる予定。環境省は、意見募集を経た最終案を4月末から5月にかけて閣議決定したい考えだ。

また、これに関連し、経済産業省の産業構造審議会地球環境小委員会は、京都議定書目標達成計画の策定に向けた報告「今後の地球温暖化対策について」を3月16日に公表。

エネルギー起源二酸化炭素排出削減のための追加的対策を提案し、それらをすべて実施した場合に、産業部門で7・3%、民生家庭部門で18%、民生業務部門で16・3%、運輸部門で16・3%のエネルギー利用原単位改善が行われ、0・5%削減が達成できる可能性があるとしている。

FAO森林閣僚会合、森林に関するローマ宣言を採択

イタリア・ローマの国連食糧農業機関（FAO）本部で、3月14日、100カ国以上の政府代表が出席して森林閣僚会合が開かれた。わが国からは大口農林水産大臣政務官が政

府代表として出席した。

会合では、森林・林業分野の国際的な取組における最大の懸案事項である「持続可能な森林経営のための国際的枠組」について議論し、その

成果を「森林に関するローマ宣言」としてまとめた。

宣言には、▼森林政策と経済・環境・社会政策との連携改善、▼各国における森林管理体制の強化、▼合

法伐採された適正木材の貿易や森林火災防止に向けた国際協力の推進、▼インド洋津波で被害を受けた森林の回復に向けた長期的な協力の必要性、などが盛り込まれた。

UNEP第23回管理理事会／第6回グローバル閣僚級環境フォーラム

国連環境計画（UNEP）第23回管理理事会／第6回グローバル閣僚級環境フォーラムが2月21日～25日、ケニアのナイロビで開催され、133カ国の代表が出席した。わが国からは高野環境副大臣が出席した。環境フォーラム（21日～23日）では、本年4月に開催予定の国連持続

可能な開発委員会第13回会合（CSD13）等へのUNEPの貢献として、「環境の持続可能性の確保」、「環境と貧困」などについて議論された。

管理理事会では58理事国の内54カ国が参加して、環境の状況の評価、国際環境統治、UNEPのプログラム等について議論が行われた。

閉会式ではケニアのワンガリ・マ

ータイ環境副大臣が特別講演を行い、2月に京都議定書発効記念行事出席のため訪日した際に知った日本の「もったいない」の精神を高く評価し、これを世界に広げたいと語った。また、小泉首相の提唱する循環型社会のための「3R」にも言及した。

林野庁が違法伐採対策検討室を設置

本年7月に英国で開催されるG8サミットで違法伐採問題が主要議題に取り上げられる見込みであることから、林野庁は2月、「違法伐採対策検討室」を設置した。7月末までの期間限定で置かれるもの。違法伐

採問題への具体的対策の検討、必要な調査の実施、内外関係部署との実務的調整を行う。森田木材貿易対策室長をリーダーに6名の体制。国際協調による効果的な取組が求められる違法伐採問題について、こ

れまでも98年の英国、00年の沖縄、02年のカナダ、03年のフランス、04年の米国の各サミットで言及されてきたほか、02年の南ア・ヨハネスブルグでの世界首脳会議でも取り上げられている。

●77号—目次—

国際緑化ニュース	1
レポート＜吸収源 CDM 国際フォーラム（2005）＞	3
特集＜違法伐採問題の現状と我が国の取組について＞	5
アンケート集計結果＜吸収源 CDM 国際フォーラム＞	7
NGO紹介＜ボランティア サザンクロス ジャパン協会＞	8
2005年度NGO主催／企画の海外植林ボランティア派遣紹介	9
プロジェクト追跡	11
＜カラ＝西アフリカ農村自立協力会：マリで自然環境保全事業＞	
センターの活動／基金へのご協力／その他の情報	13

国際緑化推進センター主催：吸収源CDM国際フォーラム

京都議定書発効を迎え、吸収源CDMの具体的情報を交換

——コロンビア、ケニア、チリの国別報告、CDM理事会植林WG、ITTOの取組紹介——

昨年12月にブエノスアイレスで開催された気候変動枠組条約第10回締約国会議（COP10）では、小規模吸収源CDMの簡素化ルール・手続きが決定された（ベースラインやモニタリング等の簡素化された方法論については、次回COP会議に向けてCDM理事会に開発委託）。また、待ち望まれていた京都議定書の発効が本年2月16日に実現した。

国際緑化推進センターでは、この記念すべき議定書発効当日の2月16日、東京千代田区のホテル・エドモントにおいて、「吸収源CDM国際フォーラム」を開催した。吸収源CDM（CDM植林）のプロジェクト始動が間近に迫る中、今回フォーラムでは、南米・アフリカの国々のCDM植林候補地に関する情報や政府の取組、また国際機関による支援の取組を紹介するとともに、CDM理事会関係者からの情報提供を交え、吸収源CDMの可能性と課題について

より明らかにするのが目的。

講師として参加したのは、▼エドワード・サンウエサ博士（CDM理事会植林ワーキンググループ議長／COPチリ政府代表）、▼ルイス・アマディオ・ヘルナンデス氏（在日コロンビア大使館 等書記官）、▼アンソニー・M・マイナ氏（ケニア環境・天然省森林局乾燥地森林課長）、▼ホワン・オク・マ博士（国際熱帯木材機関へITTOプロジェクトマネージャー）。また、早稲田大学人間科学部の天野正博教授がパネル討論と質疑応答の司会を務めた。

会場の参加者は約110名。塚本隆久国際緑化推進センター理事長の開会挨拶の後、来賓として出席した前田直登林野庁長官が挨拶した。

前田長官は、地球温暖化防止に向けたわが国の取組を紹介し、吸収源CDMについても林野庁として一層の推進努力を傾けたいと語った。また、今回のフォーラムに対して時宜

を得た有意義なものとの期待を寄せた。

基調講演に立ったサンウエサ博士は、「吸収源CDM事業のベースラインおよびモニタリングの方法論に関する植林ワーキンググループが行った評価（注：05年1月理事会に提出）からの教訓」と題し、私見として、事業参加者が方法論の提案策定を行う際の留意点について述べた。例えば▼書式には「CDMの方法・手続き」で定義された用語を使う、▼提案内容は簡潔明瞭に、▼提案にはその根拠となる補助文書（公式に入手できる完全なもの）を添付、▼追加性テストには少なくともバリエーション分析か投資分析を含める、▼とりわけ追加性で大事な点として、ベースライン方法論提案策定のための指針「CDMAR-NMB」に示されているステップ毎の要項に沿う、またステップ間の明確な関係性を示す▼事業の追加性の判定とベースラインシナリオの判定との整合性をとるなど。

また、植林ワーキンググループでは、▼気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が策定した「良好手法指針」中の技術的指針の採用を奨励している、▼事業対象地の適格性を実証する方法を盛り込むことを勧めている、▼方法論に仮定や前提が多いほど事業に応用しにくくなると指摘していることを紹介した。もつとも重要なことは、事業の有用性を明確に示すことと強調した。

国別報告では、まずコロンビアのヘルナンデス氏が、長期プロジェクト「ガビオタスII」について紹介した。コロンビア東部の「オリノコ川流域サバナの再生」を目指すこの大規模計画は、国と民間によるCDM事業として行われる。今後20年間で630万畝の森林を再生し、持続可能な地域開発を行うことを目標としている。基礎となるのは、20年前に実施され熱帯雨林の再生ほか幅広い分野で多くの成果を挙げたガビオタスI計画。少ない降水量で生育可能なカリブマツの植林や苗木生産での菌根菌の導入、先住民文化との調和など、そこで得られた多くの成功要因を踏襲して「ガビオタスII」が実施されることになっている。コロンビアでは同計画に海外からの参加

を呼びかけているが、中でも、南米諸国と優越した貿易関係をもつ日本に最大の期待を寄せていると語った。

ケニアのマイナ氏は、同国における吸収源CDMの展望について語った。ケニアはまだ京都議定書を批准していないが、現在国内手続きの最終段階にあり、近く実現の予定と説明。CDMに関する国家指針も策定されている。同国の森林開発・管理には課題も多い。例えば、▼土地所有権の問題、▼森林資源の基礎データの不足、▼非持続可能な土地利用慣行、▼地域社会の不十分な参加、▼高い貧困率、▼野生生物との共存からくる難しさ、▼貧弱な林産物市場組織など。こうした問題の解決に向けて同国では05年に森林法案を提出。その他の方策も併せ投資環境の整備を進めている。また、有効に活用できる土地が多くあること、早生樹種や竹の有望性、安い人件費など、CDM事業の可能性は高いと述べた。

チリの報告ではサンウエサ博士が、同国における吸収源CDM可能性に関する予備評価（03年実施）について説明した。チリの潜在的な植林対象地は約580万畝。その内、北部の乾燥地域に特に多い小規模所有地や劣化地など計20万畝をCDM対象

地として見込んでいる。事業形態は、国家森林当局が関与したもの、小規模土地所有者・林業会社の合同などを想定。吸収源事業の成果予測では、第一約束期間の排出削減ユニットを約730メガ炭素トン（ただし民間の取組は含まれていない）と算定していることなどを報告した。

次に、ITTOのマ博士が、熱帯諸国における吸収源CDM実施促進に向けたITTOの取組について紹介した。IPCC報告によれば、炭素吸収のために有効利用できる土地は世界に7億万畝あり、その内の80%は熱帯地域にある。可能性の反面、熱帯途上国でのCDM実施には、技術的・財政的な課題が多い。ITTOでは、能力向上、財源確保の支援を柱とした6つの吸収源CDMパイロット事業を提案。次回理事会での承認を経て、アジア太平洋、中南米、アフリカで、05年秋からの実施を目指していることを明らかにした。

天野教授の司会で行われたパネル討論は、会場からの質問に答える形で進められた。クレジットや方法論関連など技術的な質問が相次いだ。

なお、フォーラムの内容は、国際緑化推進センターが印刷物として取りまとめる予定。



パネル討論



天野正博博士（早稲田大学人間科学部教授）



ホワン・オク・マ博士（ITTOプロジェクト・マネージャー）



アンソニー・M・マイナ氏（ケニア環境・天然資源省森林局乾燥地森林課長）



ルイス・アマディオ・ヘルナンデス氏（在日コロンビア大使館一等書記官）



エドワード・サンウエサ博士（CDM理事会植林ワーキンググループ議長）

違法伐採問題の現状と我が国の取組について

林野庁違法伐採対策検討室長

森田 一行

近年、インドネシアやロシアにおける森林の違法な伐採に対する関心が高まっています。森林の違法な伐採は、世界における持続可能な森林経営に向けた取組を著しく阻害するのみならず、政府収入の損失、森林生態系の破壊、木材市場の歪曲など様々な問題を引き起こす深刻な問題となっています。

この「違法伐採問題」については、2000年に我が国で開催されたG8九州・沖縄サミット以降、国際的な取組が急速に展開されてきました。我が国としては、違法伐採対策として「アジア森林パートナーシップ（AFP）」の立ち上げや、インドネシア間での違法伐採対策協力に関する「共同発表」「アクションプラン」の策定などを通じて、積極的に取組を進めてきたところです。

本稿では、違法伐採の定義と現状を明らかにした上で、我が国の違法伐採対策に向けた取組について紹介することにします。

1. 違法伐採の定義

現在のところ、違法伐採に関する国際的な定義は存在しませんが、通常、違法伐採とは、「各国の法令に違反して行われる森林の伐採」と考えられています。

違法伐採を各国の法令に対する違反として捉えるのは理に合ったことのように思われますが、実際のところ、「法令」がどこまでを指すのか必ずしも明らかではありません。例えば、森林に関連する法律だけを指すのか、窃盗や汚職などの犯罪を禁止する一般的な法律も含むのか、あるいは伐採方法を定めた施業規則までカバーするのか、更には先住民などによる慣習法も含むのかによって、違反行為の幅は自ら変わってきます。また、たとえ同じレベルの法令を想定しても、国によって規定の詳しさは異なっており、精緻なルールを有している国ほど違法伐採率が高くなるという矛盾も起こります。

したがって、違法伐採問題に関して議論を行うに当たっては、「何が違法か」という点が必ずしも明らかになっていない点に注意する必要があります。

2. 違法伐採の現状

現在、違法伐採が問題となっているインドネシアやロシア等では、①森林が国・州によって所有されており、伐採業者は、法令によって国・州から許可を得た上で伐採しなければならないこと、②国内での政治的経済的混乱や地方分権化の推進により、法執行体制が弱まっていること、③低コストで生産された違法伐採木材を、木材の不足している隣接地域に持ち出すことによって大きな利潤が見込まれることから、違法伐採が起りやすい状況にあります。

違法伐採の現状に関する調査報告の例として、環境NGOグリーンピースは、ロシアから生産される木材

の20%が違法伐採木材であり、許可証なしの伐採、許可証の偽造等の行為が横行していると指摘しています。一方、本問題に関係する沿海地方政府機関は、違法伐採木材は、許可を得て伐採された量の1%未満であると発表しています。また、英国とインドネシアの合同調査では、インドネシアで生産される木材の50%以上が違法伐採木材であると報告されています。

3. 我が国の取組

（1）国際的な議論への貢献

我が国はこれまで、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方にに基づき、違法伐採問題の重要性を積極的に主張してきました。

2000年に開催されたG8九州・沖縄サミットでは、我が国の主張を踏まえて、「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処す

る最善の方法について検討する」旨のコミuniqueが採択されました。

その後も、G8サミットをはじめとする様々な国際会議において、違法伐採問題に関する議論が行われ、国際社会として積極的に取り組むことが確認されてきました。

（2）具体的な取組

我が国としては違法伐採問題に対処するために、これまで、①二国間、地域間及び多国間での協力の推進、②違法伐採木材の識別のための技術開発、③民間部門における取組の支援、の3点において必要な措置を講じてきたところです。

①二国間、地域間及び多国間での協力の推進

（ア）二国間協力

インドネシアでは、国内で生産される木材の50%以上が違法伐採木材であると報告されているなど、違法伐採は深刻な問題となっています。また、我が国はインドネシアで生産される合板の主要な輸出先となっていることから、インドネシアにおける森林管理の水準に強い関心を有しています。

このため我が国は、インドネシアにおける違法伐採問題への取組に関

する両国間の協力を推進することを目的として、2003年6月に両国大臣間で、合法伐採木材の確認・追跡システムの開発、市民社会も参画した同システムの監視、違法伐採木材の流通・貿易からの排除方策の研究等を内容とする「共同発表」「アクションプラン」を署名、公表しました。現在、この「共同発表」「アクションプラン」に従って、必要な取組を進めているところです。

（イ）地域間協力

2002年9月に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」では、各国政府、国際機関、NGO等とのパートナーシップに基づくプロジェクト（「タイプ2」）の立ち上げが奨励されました。我が国は、インドネシアと協力して、アジアにおける持続可能な森林経営の促進を目的とする「アジア森林パートナーシップ（AFP）」を正式に発足させました。

AFPの活動内容は、違法伐採対策、森林火災対策、荒廃地復旧植林等とされており、違法伐採については、木材追跡能力の開発と向上、ラベリング等証明制度の導入、違法伐採木材の輸出入を排除するための手段の促進、違法伐採に関するデータの共有等を行うこととされています。

現在のところAFPは、17カ国、8国際機関、9市民社会（NGO）がパートナーとなっています。AFPでは、これまで計4回の実施促進会合及び地域ワークショップを開催し、持続可能な森林経営に向けた取組についての議論を進めてきました。

（ウ）多国間協力

我が国では、国際熱帯木材機関（ITTO）に対して、1985年の設立当初より、横浜市に事務局を誘致するなど積極的な貢献を行ってきました。違法伐採問題については、2003年度から、熱帯木材生産国における違法伐採木材の制御を目的とした総合情報システムの開発等に対する資金拠出を行っています。

②違法伐採木材の識別のための技術開発

違法伐採木材の取締を実行あるものとするためには、木材の合法性・違法性を識別できるようにすることが大前提となります。このため我が国では、衛星データを用いて森林の現況や伐採状況を客観的に把握するとともに、伐採の合法性・違法性を判断する技術の開発を進めてきました。また、来年度からは、日インドネシア「アクションプラン」に基づいて、木材輸出国において導入可能

な木材トレーサビリティ（履歴管理）技術の開発を実施する予定となっています。

③民間部門における取組の支援

違法伐採木材の流通に対処するためには政府のみならず、実際の取引に携わる民間部門における意識を高めることも重要です。このため、国内の木材関連産業、NGO、消費者団体等の利害関係者が可能な取組について検討を行う協議会の活動に対し、支援を実施してきました。この活動の結果、全国木材組合連合会が、明らかに違法に伐採または不法に輸入された木材を取り扱わないよう勧告することを宣言した「森林の違法伐採に関する声明」を発表しました。

（3）今後の方向

本年7月の英国におけるG8サミットでは違法伐採問題が取り上げられる予定となっています。林野庁では今年2月、違法伐採問題への具体的対策についての検討などを行うために、「違法伐採対策検討室」を設置しました。今後、海外における取組状況などを踏まえて、木材の輸入国・消費国である我が国としてとり得る対策について検討を進めていく方針です。



外来植物の除去作業

が、調査で訪れた同

マダガスカルといえば生物ファン
憧れの島国。「星の王子様」にも登
場するバオバブの木や独特な動植物
で知られている。そのマダガスカル
で、傷ついた森を自然の姿に戻そう
と活動しているのが、「ボランティア
アサザンクロス ジャパン協会」
(淡輪俊会長)である。設立は19
90年。当時東京農業大学教授だっ
た故近藤典正博士

マダガスカルで自然林復元事業

ボランティア サザンクロス
ジャパン協会

生態系ぐるみの自然復元

国の自然林荒廃を憂い、その復元を
呼びかけて結成した。「自然と人類
の共存」をテーマに、調査研究とそ
れにより裏付けられたボランティア
活動を通じ、自然環境の保全と地域
住民の生活の両立を目指す。

現在、個人会員数約160、法人
会員10。会の母体である(財)進化
生物学研究所(東京)内に本部事務
局を置き、マダガスカル首都と活
動地に事務所をもつ。日本から専門
家、研修生を派遣し、現地では常駐
現地専門家1名の他、年間約100
名のスタッフを雇用する。

活動地のある南部は、年平均降雨
量500mmの乾燥地帯。そこには、
ワシントン条約指定の稀少な動植物
が生息する独特な乾生有刺林(棘の
森)が見られる。だが、世界にも類
のないその貴重な森林が、近年の資

源消費の増大で荒廃一途の危機にあ
る。それは、森の恵みで生きる地域
住民の生活を脅かすものでもある。

フォールドーフアン県ラヌマイン
ティ村周辺地域で91年に開始され
た同会の事業は、次の5段階に沿っ
て進められてきた。①自然林に侵入し
た外来植物(ウチワサボテン、サイ
ザル)の除去、②自然林の優占種ア
ルオウディア・プロセラ(Alouatta
Procra)の増殖と復元予定地への植
栽、③自然林を構成する有用植物の
増殖と復元予定地への植栽、④地域
住民の生活基盤の確立と住民自身に
よる森林の保全、⑤自然林に生息し
ていた野生動物の復活。

事業の進行につれ森林資源依存度
は軽減し、森林復元予定面積30平方
kmの約30%に優占種11万本が植えら
れ、ほぼ第4段階に到達した。だが、
最近の政情不安や異常気象による乾
燥化の影響が、住民の生活を直撃。
残り少ない森林に、再び伐採の危機
が及んでいる。そこで、現地3村に
森林組合を結成し、森林保全の継続
を図っている。

自然林復元活動のほか、観光に焦
点を当てた住民の現金収入策とし
て、木彫りの作成指導、自然観察路
の整備、ガイド養成などを行って



木彫りの作成指導

る。また、僻地で学校教育が受けら
れない児童たちのために、識字教育
や環境教育を実施している。

国内では「バオバブの木里親基金」
を設け、森の養育費支援を訴えてい
る。愛知県で開催中の「愛・地球博」
では、5月の1ヵ月、地球市民村に
ゲスト参加する。現地スタッフも来
日し、イベントや展示を行う予定だ。

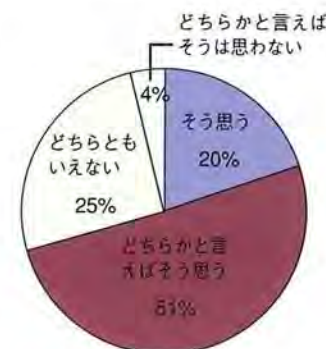
ボランティア サザンクロス
ジャパン協会(VSJA)
〒158-0098 東京都世田谷区
上用賀2-4-28
(財)進化生物学研究所内
TEL: 03 3420 7449
FAX: 03 3425 2554
Eメール: vsja@nifty.com
URL: <http://homepage2.nifty.com/vsja/>

吸収源CDM国際フォーラム —アンケート集計結果—

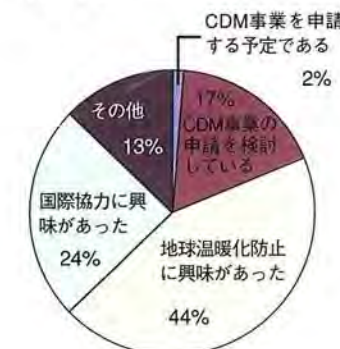
本年2月16日に開催した「吸収源CDM
国際フォーラム」に関するアンケート結果
をご紹介します。当日参加者111名の内、
約半数の51名の方から回答をお寄せいた
しました。

*問1、4、7、8は複数回答。問9は自由回答。

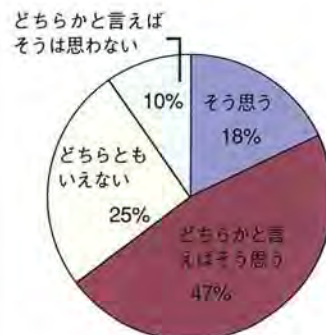
2. わかりやすかったですか



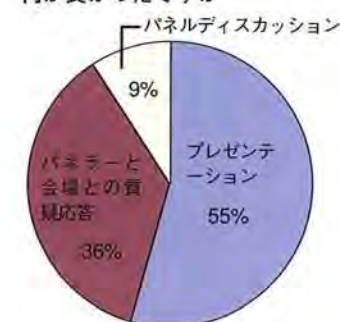
1. 本フォーラムに参加した目的は何ですか



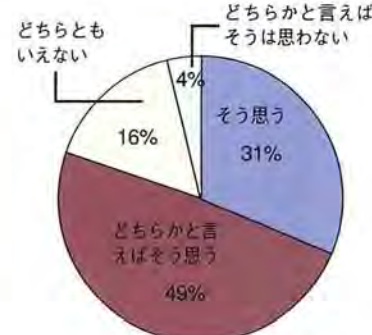
5. 期待と合致していましたか



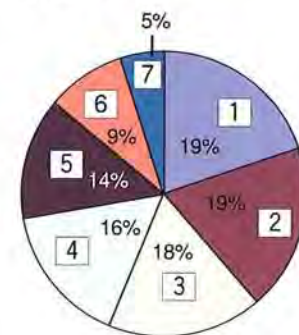
4. 問3で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人は、何が良かったですか



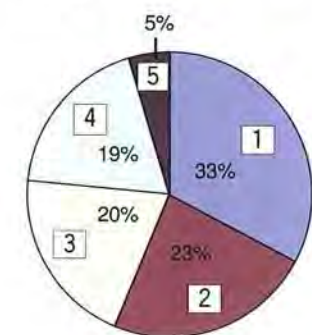
3. 有意義な内容でしたか



8. 吸収源CDMに関して、今後講じる必要がある施策は何であると考えますか



7. 今後、意見交換・情報交換をするならば、どのような人になりたいですか



6. 本フォーラムの内容は、途上国における持続可能な森林経営を推進するものであったと考えますか



- 1 投資リスクの評価や試算
- 2 技術を担う人材の育成
- 3 事業資金の支援
- 4 投資国とホスト国との政府間協力の推進
- 5 クレジットの買い取り
- 6 PR (普及、啓発)
- 7 その他

- 1 CDM理事会理事や事務局
- 2 途上国のCDM植林行政担当官
- 3 CDM植林に取り組もうとしている途上国の民間企業
- 4 CDM植林に取り組もうとしている途上国のNGO
- 5 その他

9. 地球温暖化防止の普及推進を進める上での提案や、その他の意見

- 世界の荒廃地に対する緑化の推進。
- 専門家の登録、アドバイザーの養成。
- CDM植林の具体的、技術的な情報提供。
- プロジェクト設計書作成のための研修。
- CDM植林はクレジットにばかり注目が集まり、林業関係者からの問題提起がない。(その他)

植林ボランティアに関する詳細やお申し込みは、各主催／企画団体にお問い合わせください							
主催／企画団体	お問い合わせ先	ツアー名	行き先	募集人数	日程	申込締切日	参加費用
(特活)ヒマラヤ保全協会	〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-5-7-403 TEL: 03-5350-8458 FAX: 03-5350-8459 Eメール: ihcjapan@par.odn.ne.jp http://www.ngo.gr.jp/lhc	生活体験・学びあいツアー	ネパール	15	8月上旬(約1週間)	1ヵ月前	一般 ¥230,000 学生 ¥220,000
		ネパール山岳エコロジースクール	ネパール	15	12月下旬～2006年1月上旬(約2週間)	1ヵ月前	一般 ¥280,000 学生 ¥260,000 (以上、予備)
(特活)緑の地球ネットワーク	〒552-0012 大阪市港区市岡1-4-24 住宅情報ビル5階 TEL: 06-6576-6181 FAX: 06-6576-6182 Eメール: gentree@s4.dion.ne.jp http://homepage3.nifty.com/gentree/	夏の黄土高原ワーキングツアー	中国山西省	30	7/30～8/6 (8日間)	7/20	一般 ¥175,000 学生 ¥165,000 (予備)
緑化ネットワーク	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-3 加藤ビル 4A TEL& FAX: 03-3517-5805 Eメール: k@green-network.org http://www.green-network.org/	「緑化隊の旅」第15次隊 *第16次隊 第17次隊 *第18次隊 第19次隊 第20次隊 *第21次隊 第22次隊 第23次隊 *第24次隊 第25次隊 第26次隊 (*名古屋発着。他は成田・関空)	中国内モンゴル	20	4/30～5/6 (7日間)	3週間前	¥194,000
			中国内モンゴル	20	6/8～6/12 (5日間)	3週間前	¥152,000
			中国内モンゴル	20	6/9～6/14 (6日間)	3週間前	¥144,000
			中国内モンゴル	20	7/13～7/17 (5日間)	3週間前	¥158,000
			中国内モンゴル	20	7/14～7/19 (6日間)	3週間前	¥144,000
			中国内モンゴル	20	7/30～8/6 (8日間)	3週間前	¥208,000
			中国内モンゴル	20	8/3～8/7 (5日間)	3週間前	¥164,000
			中国内モンゴル	20	8/4～8/9 (6日間)	3週間前	¥152,000
			中国内モンゴル	20	9/4～9/11 (8日間)	3週間前	¥198,000
			中国内モンゴル	20	9/7～9/11 (5日間)	3週間前	¥162,000
			中国内モンゴル	20	9/17～9/22 (6日間)	3週間前	¥152,000
			中国内モンゴル	20	10/6～10/11 (6日間)	3週間前	¥152,000
国際環境NGO FoE Japan	〒171-0031 東京都豊島区目黒 3-17-24 総合設計機構ビル2階 TEL: 03-3951-1081 FAX: 03-3951-1084 Eメール: wada@foejapan.org http://www.FoEJapan.org	内モンゴル	中国内モンゴル	20	4/28～5/3 (6日間)	1ヵ月前	¥155,000
		内モンゴル	中国内モンゴル	20	6/4～6/10 (7日間)	1ヵ月前	未定
		内モンゴル	中国内モンゴル	20	8/25～8/30 (6日間)	1ヵ月前	¥120,000程度

● **アジア協会アジア友の会**
ネパールのツアーはチトワン郡ラトナナガルカカトマンズ郡チムケル行き。ネパール情勢によりいずれか決定。
● **オイスカ**
植林ボランティア派遣は'80年以来、延べ1万5000人。海外植林の詳細、各地区連絡先はホームページに掲載中。
● **沙漠植林ボランティア協会**
植林ツアーでは現地小学生と農牧民との協働作業と沙漠セミナー。中国での活動における'04年緑化実績は72000。'05年は80000が目標。
● **タンザニア・ポレボレクラブ**
キリマンジャロ山麓でのワークキャンプは村でホームステイしながら植林や講習、視察を行う。資料請求は早めに。
● **地球の友と歩む会**
インドネシア・スンバ島で、農業支援、住民参加型の植林事業を展開。植林ワークキャンプは夏・春の2回。
● **日本沙漠緑化実践協会**
'91年以来、クブチ沙漠で約7500人のボランティアにより300万本を植林。'04年からはシルクロード地域のカラホト遺跡保護植林も開始。

● **日本産業開発青年協会**
第7次植樹団では、モウス沙漠とクブチ沙漠での植樹、ジンギスハーン陵墓参拝、ラクダ体験等。第8次ではクブチ沙漠、オールドス台地で植樹。
● **ヒマラヤ保全協会**
学びあいツアー、エコロジースクールともに、ネパール情勢をみて開催の可否を決定する。事前に問い合わせを。
● **緑の地球ネットワーク**
黄土高原での緑化協力14年目。活動の成果が目に見える段階に入った。ツアーでは植樹体験のほか、村人との交流、活動拠点の見学も行う。
● **緑化ネットワーク**
中国内モンゴルホルチン沙漠でこれまで5年間で76000、約260万本の植林を実施。ツアーでは、緑化に必要な様々な作業を体験し、地元住民と地域緑化を総合的に学ぶプログラムを提供。
● **FoE Japan**
'01年より中国内モンゴルホルチン沙漠で住民と共に緑化に取り組み。'04年には中学校をパートナーとした活動開始。ツアーは年3回。住民・小中学生との交流、共同作業を行う。

2005年度 NGO主催／企画の海外植林ボランティア派遣紹介 (50音順)

主催／企画団体	お問い合わせ先	ツアー名	行き先	募集人数	日程	申込締切日	参加費用
(社) アジア協会 アジア友の会	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-16 山下ビル4階 TEL: 06-6444-0587 FAX: 06-6444-0581 Eメール: asia@jafs.or.jp http://www.jafs.or.jp	中国北京植林ワークキャンプ	中国	12	4/30～5/6 (7日間)	4/4	¥165,000
		ネパール植林ワークキャンプ	ネパール	12	8/11～8/21 (11日間)	7/11	¥235,000 (予備) (非会員は入会費)
(財) オイスカ	〒168-0063 東京都杉並区和泉 2-17-5 TEL: 03-3322-5161 FAX: 03-5376-5337 Eメール: yoshida@oisca.org http://www.oisca.org	ミャンマー中部植林 (宮崎支部)	ミャンマー	20	7/30～8/4 (6日間)	6月下旬	未定
		北部ルソン島植林 (関西支部)	フィリピン	20	7/30～8/6 (8日間)	7/10	大人 ¥160,000 学生 ¥150,000
		マングローブ植林 (山梨支部)	タイ	70	8/3～8/8 (6日間)	4月中旬	大人 ¥170,000 学生 ¥135,000
		ボルネオ島サバ州植林 (静岡支部)	マレーシア	30	8月第1週	6月下旬	未定
(特活) 沙漠植林 ボランティア 協会	<本件については本部でなく以下へ> 〒101-0021 東京都千代田区外神田 5-5-5 沼田ビル2階 日本エコプランニング TEL: 03-5807-1691 FAX: 03-5807-1692 Eメール: jeps@jeps.co.jp http://www.jeps.co.jp	第51次隊	中国内モンゴル	20	4/27～5/3 (7日間)	1ヵ月前	¥149,000
		第52次隊	中国内モンゴル	20	5/26～5/31 (6日間)	1ヵ月前	¥132,000
		第53次隊	中国内モンゴル	20	7/28～8/4 (8日間)	1ヵ月前	¥159,000
		第54次隊	中国内モンゴル	20	8/18～8/25 (8日間)	1ヵ月前	¥155,000
		第55次隊	中国内モンゴル	20	9/1～9/8 (8日間)	1ヵ月前	¥159,000
		第56次隊	中国雲南省	20	9/8～9/15 (8日間)	1ヵ月前	¥155,000
		第57次隊	中国雲南省	20	12/5～12/12 (8日間)	1ヵ月前	¥112,000
		第58次隊	中国雲南省	20	12/5～12/12 (8日間)	1ヵ月前	¥112,000
		第59次隊	中国雲南省	20	12/5～12/12 (8日間)	1ヵ月前	¥112,000
		第60次隊	中国雲南省	20	12/5～12/12 (8日間)	1ヵ月前	¥112,000
		第61次隊	中国雲南省	20	12/5～12/12 (8日間)	1ヵ月前	¥112,000
		第62次隊	中国雲南省	20	12/5～12/12 (8日間)	1ヵ月前	¥112,000
タンザニア・ ポレボレクラブ	〒154-0016 東京都世田谷区弦巻1-28-15-301 TEL & FAX: 03-3439-4847 Eメール: pole2club@hotmail.com http://pole2club.id.infoseek.co.jp/	タンザニア・キリマンジャロ植林ワークキャンプ	タンザニア	25	2006年2月中旬～3月初旬(約3週間)	12月中旬	約¥300,000
		インドネシア・スンバ島植林ワークキャンプ	インドネシア	20	8月下旬～9月中旬(約12日間)	1ヵ月前	一般 ¥229,000 学生 ¥219,000
(特活) 地球の友 と歩む会	〒102-0071 東京都千代田区富士見2-2-2 東京三和ビル501 TEL: 03-3261-7855 FAX: 03-3261-9053 Eメール: life@earth.email.ne.jp http://www.ne.jp/asahi/life/home/	インドネシア・スンバ島植林ワークキャンプ	インドネシア	20	2006年2月中旬～3月上旬(約12日間)	1ヵ月前	一般 ¥209,000 学生 ¥199,000 (以上、予備)
		インドネシア・スンバ島植林ワークキャンプ	インドネシア	20	2006年2月中旬～3月上旬(約12日間)	1ヵ月前	一般 ¥209,000 学生 ¥199,000 (以上、予備)
日本沙漠緑化 実践協会	〒101-0021 東京都千代田区外神田5-5-5 沼田ビル3階 TEL: 03-5812-0389 FAX: 03-5812-0384 Eメール: jimukyoku@sabakuryokuka.org http://www.sabakuryokuka.org/	「緑の協力隊」第137次隊	中国内モンゴル	25	4/29～5/5 (7日間)	14日前	¥179,500
		第138次隊	中国内モンゴル	25	5/15～5/21 (7日間)	14日前	¥154,800
		シルクロード第10次隊	中国内モンゴル	15	5/21～5/29 (9日間)	14日前	¥238,000
		第139次隊	中国内モンゴル	25	6/18～6/25 (8日間)	14日前	¥179,500
		シルクロード第11次隊	中国内モンゴル	15	6/18～6/26 (9日間)	14日前	¥238,000
		15周年記念特別隊	中国内モンゴル	25	7/14～7/20 (7日間)	14日前	¥150,000
		シルクロード第12次隊	中国内モンゴル	15	7/27～8/5 (10日間)	14日前	¥257,000
		第140次隊	中国内モンゴル	25	7/30～8/6 (8日間)	14日前	¥178,800
		第141次隊	中国内モンゴル	25	8/7～8/14 (8日間)	14日前	¥178,000
		第142次隊	中国内モンゴル	25	8/20～8/27 (8日間)	14日前	¥179,800
		シルクロード第13次隊	中国内モンゴル	15	8/20～8/29 (10日間)	14日前	¥257,000
		シルクロード第14次隊	中国内モンゴル	15	9/17～9/25 (9日間)	14日前	¥245,800
(財) 日本産業 開発青年協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町7-1 日本青年館内 TEL: 03-3475-2541 FAX: 03-5410-2729 Eメール: seinenkyokai@seinenkyokai.or.jp http://www.seinenkyokai.or.jp/	産業開発第7次植樹訪中団	中国	25	7/15～7/20 (6日間)	6/30	¥180,000
		モア・グリーン・ゴビ税理士の森基金・第8次植樹訪中団	中国	25	9/16～9/21 (6日間)	8/17	¥176,000

注：(特活)は特定非営利活動法人の略



小学生による植栽風景（雨期）



改良カマド(左)と三ツ石カマド(右)での実験風景

植林地には、家畜による食害から護るための金網の柵と、給水のための井戸を設置している。

このため、木を植えると言えばカラは手押しポンプ付きの井戸を設置してくれるということで、水が欲しくて植林地造成を希望する村もある。極端な例では、ある北方の村で井戸が涸れてしまったために、全村あげてカラの支援地域に引越してきた例もある。

どのようなきっかけであれ、理論で詰められない地域であるために、

文Ⅱ村上一枝（カラⅡ西アフリカ農村自立協力会 代表）

より引き起こされた影響を把握し、
③自然環境の保全、植林の重要性、植林から得られる利益を話し合い、
④実践へ、と移すようにしている。

事業では木を植えるだけでなく、苗木の作り方に始まり、無駄のない薪の利用として改良カマドの普及・製造も指導している。

多くの大人の場合、環境保全を話題にすることはあっても、なかなか行動に移すことをしない。このような大人の意識改善をただ待つても幾年かかるかわからない。

そこで、現在、事業の活動対象を女性と学童に置き、学校林の造成、女性の野菜栽培と合体した植林地造成を行い、周囲の村々への裨益効果をねらっている。技術面はスタッフ

から地域住民へ、そして小学生、母親へと引き継がれている。

学校林造成の成果

1996年から毎年2校に学校林の造成を行っている。その数は計20校に達している。対象校には村立の小学校が選ばれ、学校の管理、運営面への支援も含まれている。

マリでは公立校でも教育資金を子ども親が出す仕組みで、授業料は両親が負担する。よって毎年の収入如何により、子どもたちの就学の可否も決まってくる。収入源となる穀物の収穫高は雨期の降雨量に左右される。極端な話、その年の環境条件が子供たちの学業を左右する。この

ような事情の下、自然環境の保全を啓蒙しながら、学校教育も支援していくのが目的である。

学校林造成の活動では、すでに目に見える成果が上がってきている。植栽木の活着率は80～90%と高まった。また、乾期（11月～4月頃）に植栽木に水やりを行いながら野菜の栽培も出来るため、栄養改善にも役立つ。造成林の管理は学校と父兄会が当たり、野菜栽培で得た収入から教師へ給料を支払うことも可能で、両親の経済的負担が軽くなっている村もある。

水問題にも貢献

改良カマドの普及も、説明だけでは広まらない。紙芝居を使つての啓蒙でもまだインパクトが低い。そこで、従来の三ツ石カマド（石を3個置いた上に鍋を掛けて煮炊きする）と改良カマドを並べ、薪の消費量の比較実験をしてみせる。改良カマド使用では薪消費量が半分で済むのを目の当たりにした女性たちは、自宅の台所にも改良カマドを作り、同時にそれは彼女らの財産となる。

おわりに

このように試行錯誤の活動を続ける中で、少しずつではあるが住民に自然環境保全の意識が芽生えつつある。日々の生活にも苦しい地域の住民の間にしっかりとした環境意識が根付くには、支援する側に我慢強く事業を継続していく覚悟が必要だと考えている。

☆プロジェクト追跡☆

マリ共和国で自然環境保全事業

（特活）カラ＝西アフリカ農村自立協力会

日常生活に生きる植林を目指して

乏しい住民の環境意識

「自然環境の保全」という問題について、地域に住む住民の関心は先進国が問題にするほど高くない。

カラ（西アフリカ農村自立協力会）が活動するマリ共和国は、国土の3分の2がサハラ砂漠に占められている。2004年の年間降雨量は03年の半分（カラ活動地域では380mm）で、バッタの大量発生による被害や地下水の減少を伴って、食糧不足を引き起こしている。シロアリの被害も増大している。

目に見えて森林が減少し続けているにも関わらず、毎日採取された薪はトラックで、またはニジェル河を船で運ばれて行く。数年前までは枯木を拾って薪としていたが、今は生木を傷つけ枯らしている。薪の直径も15cm前後あったものが、今は非常に細くなった。また、森林の減少は過剰伐採だけでなく、乾期の野火に因ることも多い。

自然破壊が進んでいる地域では、食糧難や薪とり、水汲み等の労働が過重になり、特に女性の負担が増大しているが、何らの策を講じないまま生活している。

一方、地方住民よりも情報や知識

を得る機会が多い都会の人たちについても、毎日膨大な量の薪や炭が地方から運ばれ、「木」が無くなっていること知らず、植林の必要性に對する意識はまったく無い。金を払うのだから何も問題は無いだろうとばかりに、ただドンドン薪や炭を買って消費するのみである。

こうした状況のもと、マリ共和国政府はサヘル地域の自然環境悪化に立ち向かうリーダー的立場の国と自負し、昨年の雨期には莫大な資金を投じて全土で植林事業を行った。植林の労務費が支給されることで、一般市民はようよう作業に従事した。

農村地域で住民支援活動を行って

由としては、次のようなことが考えられる。

- ①木を植えてもすぐに収入に結びつかない。換金できるまで年月がかかる。
- ②植林の時期は雨期に限られ、その時期は穀物の作付けが優先されて植林へは手が回らない。
- ③身近に木が無くなっても、少し奥地に行くともまだ木があるので、差し迫った問題と感ぜられない。
- ④労務費を出さないと仕事をしない。
- ⑤自然環境が悪化することによって生じる（悪）影響を知らない。へ教育の不足
- ⑥薪は実生活で女性が炊事に使うので、薪の多少について男性は関心がない。金を得る手段としてのプロジェクトなら興味を持つ。
- ⑦植林は公共の場所に共有財産として扱う場合が多いため、個人財産とは関係ないとして興味を起さない。

これらの理由については、我々のアプローチの仕方にも問題があったと反省している。

植林プロジェクトの進め方

植林プロジェクトをスタートする際には、①過去から現在までの自然環境の変化を学習し、②環境変化に



センターの活動

CDM植林人材育成研修を実施

CDM植林に対する理解と関心を広げるとともに、CDM植林事業を円滑に推進する上で必要な人材の育成を目的に、2月15日から18日まで、CDM植林事業人材育成研修を都内の会場で開催しました。昨年度は1コースのみでしたが、今年度は初級・中級の2コースを設け、それぞれ17名、23名が受講しました。

各講義を通じて受講者から熱心な質疑が出され、CDM植林実施に向けての熱い期待がくみ取れました。

「吸収源CDM国際フォーラム」を開催

京都議定書の発効日である2月16日、吸収源CDM国際フォーラムを都内のホテルで開催しました。

今年度のフォーラムでは、南米、アフリカ、CDM理事会植林ワーキ

ンググループ、国際熱帯木材機関（ITTO）から講師を招聘しました。植林ワーキンググループでの議論の動向、CDM候補地の概要、国際機関としての支援措置等について報告が行われ、フロアーからの多くの質問も交え熱心な議論がなされました。（本誌3・4頁に詳細記事）

黄砂対策植生回復実証調査事業の第二回委員会を開催

黄砂対策植生回復実証調査事業の本年度第二回委員会を3月3日に開催しました。昨年6月・9月に中国、モンゴルで実施した現地調査や文獻調査等に基づく調査報告書素案の報告があり、続いての質疑応答の内容をも踏まえ、今年度の調査報告書を取りまとめることとなりました。また、平成17年度の調査日程についても検討を行いました。

NGO等植林活動部会を開催

NGO等植林活動部会とNGO関係事業連絡会の合同会議を3月14日に開催しました。会議では、センターの平成16年度NGO支援事業のほか、国土緑化推進機構による緑の募

金国際緑化公募事業、日中緑化交流基金による日中間緑化協力委員会資金助成事業について説明がありました。また、16年度林業NGO等活動支援事業で助成した各団体担当者から案件の実施報告が行われ、続いて参加者間でNGOの活動等について意見交換を行いました。

地域住民森林管理実証調査事業委員会を開催

地域住民森林管理実証調査事業（アグロフォレストリー型）の委員会を3月15日に開催しました。昨年12月の現地調査に基づく調査報告書素案の報告が行われるとともに、本調査事業の最終取りまとめの方向について検討を行い、これを踏まえて最終年度となる17年度の調査に取り組むこととなりました。

地球環境を守ろうと小学生たちが募金で集めた寄付を持参

文京区立礫川小学校の5年生4名の皆さんが引率の先生とともに3月15日、センターを訪問。同校児童を代表し、「緑の森をつくってほしい」と、募金で集めた浄財を寄付して下



さいました。礫川小学校は明治6年開校、130年の歴史をもつ都心の小学校

理事長に寄付を渡す小学生たちで、全校児童数約200名。今回の募金活動の中心となったのは同校の5年生たち。きっかけは、環境学習で出された提案でした。

環境学習ではグループ毎にテーマを決めて学習します。グループ発表の後、「地球環境のために自分たちができることから始めよう」ということになりました。クラスで認められた提案を実行に移すことを決め、その対象として「森林破壊・砂漠化」をテーマに学習したグループからの提案が選ばれました。このグループは、自分たちの学校の近くに植林をしてくれる団体（国際緑化推進センター）があることを突き止め、「100円で苗木を1本をうたい文句に



基金への協力

次の方々から寄付いただきました。寄せられました浄財は、熱帯地域等

の森林造成に役立ててまいります。

- ◆リンベル（株）を通じて個人1990名様より、43万6795円のご寄付
- ◆（株）アドバンテスト（森田祐理常務執行役員）より、120万円のご寄付
- ◆板橋区立熱帯環境植物館（小岩正幸館長）より、2万円のご寄付
- ◆板橋区民より、2万4215円のご寄付
- ◆藤間剛様（CIFOR研究員）より、5850円のご寄付
- ◆（株）和漢薬研究所（田中和雄代表取締役会長）より、100万円のご寄付
- ◆本山芳裕様より、1万円のご寄付
- ◆光洋産業（株）（船山聡一取締役社長）より、25000円のご寄付
- ◆文京区立礫川小学校5年1組（高山直也教諭）の児童・先生ご一同様より、1万8000円のご寄付

あなたも国際林業協力に

参加しませんか

熱帯林の保全・造成、開発途上地域の振興、地球環境問題等が注目されています。わが国に対する「国際林業協力の要請」はますます拡大する方向にあり、それとともに国際林業協力を担う人材の養成確保もまた重要になってきています。

国際緑化推進センターは、政府開発援助や民間団体等が行う国際林業協力への支援・促進、これらの活動を支える人材の養成確保や情報の収集提供などを通じ、国際緑化の推進を図ることを目的として設立されたものです。

当センターでは、人材の養成確保対策の一環として林野庁の補助を受けて、平成3年度から国際林業協力に参加する意思をお持ちの方々に「政府開発援助やNGOなどによる国際林業協力」にふさわしい候補者として登録するための調査を行っています。国際林業協力に参加をご希望の方はご連絡ください。調査票をお送りします。

（財）国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：（03）5689-3450
FAX：（03）5689-3360
電子メール：jifpro@jifpro.or.jp
ホームページ：http://www.jifpro.or.jp/

緑の募金 国際緑化公募事業

緑の募金国際緑化公募事業による現地での緑化活動支援につき、平成17年次も当センターにて申請の受付および一次審査を行うことを予定しています。公募の詳細は、4月下旬に当センターのホームページ（http://www.jifpro.or.jp/）に掲載される予定です。応募様式はその際、ホームページから入手可能です。

国際緑化推進にご参加ください

第15巻第2号（隔月発行）
平成17年3月31日発行

編集／緑の地球編集委員会
発行／（財）国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話 03（5689）3450 FAX 03（5689）3360



個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく——私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会費：個人 1口 10,000円（毎年度）
法人 1口 100,000円（毎年度）

◆資格：個人、法人、法人以外の団体、および地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450 FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法

下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
（財）国際緑化推進センター
理事長 塚本 隆久

熱帯林は毎年1230万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- 海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- 国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- 海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力を願っています。



財団法人

国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル

電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360 E-mail：jifpro@jifpro.or.jp URL：http://www.jifpro.or.jp/